

返戻金制度

採用決定者が、採用日から起算して下記に定める期間に採用決定者本人の責に帰す事由により退職に至った場合には、求人者から受領し紹介手数料の一部を求人者に返金いたします。

採用日から起算して1ヶ月以内の退職:紹介手数料の50%を返金

採用日から起算して3ヶ月以内の退職:紹介手数料の30%を返金

採用日から起算して6ヶ月以内の退職:紹介手数料の10%を返金

※求人者の都合による退職・解雇の場合は返金いたしません。

許可番号 23-ユ-302185

愛知県小牧市弥生町50番地

株式会社F・M・I